

尚絅大学こども教育学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅大学学則（以下「学則」という。）第12条第7項の規定に基づき、こども教育学部（以下「本学部」という。）学生の履修に関し、必要な事項を定める。

(適用)

第2条 卒業資格を得るためには、学則第28条によるもののほか、本規程によらなければならない。

(授業科目)

第3条 授業科目は、学則第12条第3項により、別表第5及び別表第6のとおりとする。

2 授業科目は、教授会の議を経て変更することがある。

3 授業科目の履修方法は、別に定める。

(卒業資格)

第4条 卒業に必要な最低修得単位数は、次による。

(1) 教養教育科目については、20単位以上を修得しなければならない。

(2) 専門教育科目については、104単位以上を修得しなければならない。

(3) 教養教育科目及び専門教育科目を合わせて124単位以上修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第5条 各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、47単位とする。ただし、3年次編入については、この限りでない。

2 学生が別に定める基準により、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められるときは、教授会の議を経て、前項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

(教員職員免許状の履修方法等)

第6条 幼稚園教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）を取得するための授業科目の履修方法については別に定める。

(保育士登録資格取得及び履修方法等)

第7条 指定保育士養成施設として定める所要の単位を修得し、かつ第4条の卒業資格を取得した者は、保育士登録の資格を得るものとする。

2 前項の所要の単位の履修方法は、別表のとおりとする。

(履修年次)

第8条 授業科目は、原則として配当年次の順に従って履修しなければならない。

(進級要件)

第9条 学生の履修状況が、次の各号のいずれかに該当するときは、授業科目の履修を放棄したものとみなし、原則として進級を認めない。

(1) 2年次までの修得単位数が60単位に満たないとき。

(2) 3年次までの修得単位数が90単位に満たないとき。

2 前項の進級要件に達しない者に対しても、教授会の議を経て進級を認めることがある。

(卒業研究論文)

第10条 卒業研究論文は、あらかじめ届け出た題目について作成し、卒業年次の後期に提

出しなければならない。

(講義)

第 11 条 講義は、次の 3 種類とする。

(1) 通常講義

(2) 集中講義

(3) 臨時講義

(クラス編成及びクラス別履修)

第 12 条 授業科目は、原則として自己の所属するクラスで履修しなければならない。

(他年次の履修)

第 13 条 他年次の授業科目の履修を希望する者は、その担当教員の許可を得なければならない。

(履修科目の登録)

第 14 条 授業科目を履修するには、所定の期間中に所定の手続により、履修の登録をしなければならない。

2 正当な理由がなく所定の期間中に履修の登録をしない者は、履修することができない。

又、履修の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

(履修科目の変更、追加及び辞退)

第 15 条 履修の登録をした授業科目については、原則として変更、追加及び辞退をすることはできない。

(除籍者の単位の取扱い)

第 16 条 授業料等の未納により除籍された者については、当該未納に係る学期の履修科目の単位は、認めないものとする。

(所管)

第 17 条 この規程に関わる事務の所管は、武蔵ヶ丘キャンパス事務部教務課とする。

(改廃)

第 18 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 こども教育学部において取得できる免許・資格の履修方法

1 保育士資格

「保育士」とは、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいいます。(児童福祉法第18条の4)

本学部こども教育学科は、厚生労働大臣により、指定保育士養成施設に指定されていますので、こども教育学科必修科目に加えて、必要な科目の修得により、卒業時には保育士資格が取得できます。

<指定保育士養成施設指定基準に定める教育内容に対する本学部開講科目>

指定保育士養成施設指定基準					こども教育学部こども教育学科教育課程			
	系列	教科目	設置 単位数	履修 単位数	教科目	設置 単位数	履修 単位数	備考
教養科目		外国語（演習）	2 以上		英語ⅠA 又はⅠB	1	1	
					英語ⅡA 又はⅡB	1	1	
		体育（演習）	1	1	保健体育	1	1	
		体育（実技）	1	1	体育実技Ⅰ	1	1	
		その他	6 以上		基礎セミナー	1	1	※
					キャリアデザイン	1	1	※
					キャリアトレーニング	1	1	※
					日本国憲法	2	2	※
					日本語表現Ⅰ	1	1	※
					情報処理Ⅰ	1	1	※
		情報処理Ⅱ	1	1	※			
	教養科目 計		10 以上	8 以上	教養科目 計	12	8 以上	
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	2	保育原理	2	2	
		教育原理	2	2	教育原理	2	2	
		子ども家庭福祉	2	2	子ども家庭福祉	2	2	
		社会福祉	2	2	社会福祉	2	2	
		子ども家庭支援論	2	2	子ども家庭支援論	2	2	
		社会的養護Ⅰ	2	2	社会的養護Ⅰ	2	2	
		保育者論	2	2	保育者論	2	2	
			計 14	計 14		計 14	計 14	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	2	教育心理学	2	2	
		子ども家庭支援の心理学	2	2	子ども家庭支援の心理学	2	2	
		子どもの理解と援助	1	1	幼児理解	1	1	

必修科目	保育の対象の理解に関する科目	子どもの保健	2	2	子どもの保健	2	2	
		子どもの食と栄養	2	2	子どもの食と栄養	2	2	
			計 9	計 9		計 9	計 9	
	保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 する 科 目	保育の計画と評価	2	2	保育・教育課程論	2	2	
		保育内容総論	1	1	保育内容総論	1	1	
		保育内容演習	5	5	保育内容－健康	1	1	
					保育内容－人間関係	1	1	
					保育内容－環境	1	1	
					保育内容－言葉	1	1	
					保育内容－音楽表現	1	1	
					保育内容－造形表現	1	1	
		保育の理解と方法	4	4	健康の指導法	2	2	
					人間関係の指導法	2	2	
					環境の指導法	2	2	
					言葉の指導法	2	2	
					表現（音楽）の指導法	1	1	
					表現（造形）の指導法	1	1	
		乳児保育Ⅰ	2	2	乳児保育Ⅰ	2	2	
		乳児保育Ⅱ	1	1	乳児保育Ⅱ	1	1	
		子どもの健康と安全	1	1	子どもの健康と安全	1	1	
		障害児保育	2	2	特別支援教育概論（障害児保育を含む）	2	2	
		社会的養護Ⅱ	1	1	社会的養護Ⅱ	1	1	
		子育て支援	1	1	子育て支援	1	1	
			計 20	計 20		計 27	計 27	
	保育実習	保育実習Ⅰ	4	4	保育実習Ⅰ	4	4	
		保育実習指導Ⅰ	2	2	保育実習指導ⅠA	1	1	
					保育実習指導ⅠB	1	1	
	総合演習	保育実践演習	2	2	保育・教職実践演習	1	1	
	必修科目 計		51	51	必修科目 計	57	57	
	選択必修科目	保育に関する科目	15 以上	6 以上	音楽基礎	1	6 以上	
器楽Ⅰ					1			
器楽Ⅱ					1			
器楽Ⅲ					1			
器楽Ⅳ					1			

選択必修科目	保育に関する科目	15 以上	6 以上	療育論	2	6 以上	
				療育論演習	1		
				食育論	2		
				保育ソーシャルワーク 実践演習	1		
				保育 ICT 演習	1		
				保育マネジメント論	2		
				保育における連携・接 続	2		
	保育実習Ⅱ又はⅢ	2	2	保育実習Ⅱ又はⅢ	2	2	
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	1	1	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	1	1	
	選択必修科目 計	18 以上	9 以上		19	9 以上	
	合計	79 以上	68 以上		88	74 以上	

※指定保育士養成施設指定基準における教養科目「その他」の教科目については、4 単位以上を修得すること。